

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
メキシコ	モンテ・アルバン、パレンケ及びテオティワカンその他の地域における考古学活動用機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の交換公文	モンテ・アルバン、パレンケ及びテオティワカンその他の地域における考古学活動用機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	231,900千円 H15.3.31まで	H14.5.31 メキシコ で (同日)	日本側 堀村隆彦在メキシコ大使 メキシコ側 ミゲル・マリ ン・ボッ太平洋・欧州・ 国連担当外務次官	H15.6.10 174号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

メキシコとの無償資金協力取極一覧